伊賀市太陽光発電設備等設置費補助金Ｑ＆Ａ

令和７年５月３１日現在

想定されるよくあるご質問について、掲載しています。以下に挙げるご質問のほか、ご不明点がございましたら、環境政策課　TEL0595-22-9624までお問い合わせください。

＜補助金全般に関するご質問＞

Ｑ１　設置工事の契約後でも申請は可能ですか。

Ａ．申請は設置工事の契約前にしていただくことが前提です。申請後、市からの交付決定通知を受けて、契約、施工を進めていただけることを補助の対象要件としています。

Ｑ２　既にある住宅等に設備を設置する場合は対象となりますか。

Ａ．対象となります。なお、リース契約のような申請者以外の方が所有する設備や中古設備については補助対象外です。

Ｑ３　増設、買換えの場合も対象となりますか。

Ａ．対象となりません。新規での設置のみが対象です。

Ｑ４　別荘への設置は対象となりますか。

Ａ．「自ら居住する住宅」の敷地外への設置は、対象となりません。

Ｑ５　申請時に伊賀市在住でない場合や、これから住宅を新築・購入する場合でも補助の対象となりますか。

Ａ．設備の設置工事後、施工業者への費用支払いを終えた際には、書面の提出による実績報告が必要となります。その報告時点において、伊賀市に住民票があること、設備を設置する住宅等を申請者の方が所有し、同じ敷地内に自ら居住していることが確認できれば、補助の対象となります。

【例】

・申請時に市外にお住まいであり、住宅の新築に合わせて太陽光発電設備等を設置し、

その住宅に自ら居住するために転入される場合

・申請時に市外にお住まいであり、建売住宅の購入に合わせて太陽光発電設備等を

設置し、その住宅に自ら居住するために転入される場合等

Ｑ６　国や県の他の補助金等と併用することはできますか。

Ａ．本補助金を受けて導入するご予定の発電設備については、他の補助金等の補助を併用することはできません。

Ｑ７　「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）」とは何ですか。

Ａ．再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けるものです。

余剰となった電力を長期に渡って固定された価格で買い取ってもらうことができるなど、発電設備を導入する方にとって一定のメリットがあります。

本補助金では、発電した電力を売ることではなく、自身で消費することを主な目的として発電設備を導入する方を対象としているため、ＦＩＴ制度やＦＩＰ制度（固定価格での買取ではないが、売電価格に付加金の上乗せを受けることができる制度）の認定を受けられる方を補助対象外としています。

Ｑ８　ＦＩＴ・ＦＩＰの認定を受けない場合でも売電できますか。

Ａ．売電することは可能ですが、発電した電力量の３０％以上を自身で消費することが補助の要件となっておりますので、ご注意ください。

小売電気事業者として、売電できる事業者の一覧を資源エネルギー庁がＨＰ上で公開しています。

参考ページＵＲＬhttps://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saiene/solar-2019after/retail\_electricity\_utility.html

Ｑ７の回答でお示ししたとおり、固定価格や付加金が上乗せされた価格での売電ではなくなり、事業者との自由契約の中で売電価格が決定するため、ＦＩＴ・ＦＩＰの認定を受ける場合よりも安価な売電価格となることが一般的です。買取に当たり一定の条件が付く場合や、買取の申込が受け付けられない場合もございますので、売電をお考えの際には、事前にご自身で各事業者へご確認ください。

＜太陽光発電設備に関するご質問＞

Ｑ９　カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか。

Ａ．「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の３０%以上を敷地内で自家消費しなければなりません。

Ｑ10　自宅敷地内に野立ての太陽光発電設備を設置する場合、対象となりますか。

Ａ．対象となりません。対象となるのは、住宅等の屋根上に設置する場合のみです。

Ｑ11　太陽光発電設備の能力がパネル（モジュール）とパワーコンディショナーで異なる場合は、どちらの数値を採用すれば良いですか。

Ａ．どちらか低い方の数値を採用してください。

＜蓄電池に関するご質問＞

Ｑ12　蓄電池のみの購入でも、補助の対象となりますか。

Ａ．対象となりません。本補助金を受けて太陽光発電設備を導入し、それに伴って導入する蓄電池を補助の対象としています。

Ｑ13　蓄電池の能力値として、定格容量と実効容量のどちらを採用すれば良いですか。

Ａ．カタログ記載の定格容量の数値を採用してください。

定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、メーカーのホームページ等に定

格容量の記載がないかご確認ください。どちらにも記載がなく、なお不明である場合には

生活環境課までご相談ください。

〔参考〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

Ｑ14 15.5 万円／kWh を超える蓄電池は対象となりますか。

Ａ．令和７年度から条件付きで対象となります。

〇令和７年３月10 日付けで国の要領が改正され、別紙２の２．交付対象事業の内容のア（イ）交付要件ｄが「15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）価格以下の蓄電システムであること。」から「12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。」に改正され、15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以上の蓄電システムも条件を満たせば補助の対象に認められるようになりました。

〇その条件とは、国のＦＡＱ問５１に記載のとおりで、複数者から見積りを取得する、または複数の販売事業者に対して12.5 万円／kWh（工事費込み・税抜き）以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行い、この確認を行ったことが分かる書類を提出することです。

〇蓄電システムの販売業者については、以下の検索フォームをご活用ください。

<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/agent-search/>

〇なお、交付率の上限15.5 万円/kWh を超えているため、交付率は15.5 万円/kWh×１／

３を適用します。

（国要領・別紙２の２．交付対象事業の内容のア（イ）蓄電池交付要件ｄ）

Ｑ15 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか。

Ａ．含まれます。

Ｑ16 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか。

Ａ．一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の開始日（着手）

となります。

※太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日が事業着手となります。

Ｑ17 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか。

Ａ．設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが

必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要

することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Ｑ18 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理方法は。

Ａ．小数点以下を切捨て処理してください。

Ｑ19 太陽光発電設備の能力がパネルとパワコンで異なる場合は。

Ａ．パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設

【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Ｑ20 価格が72.5 万円（５kWh）の蓄電池の補助額の計算は。

Ａ．72.5 万円÷５kWh＝14.5 万円/kWh （交付率上限15.5 万円/kWh 以下）

72.5 万円×１／３＝24.16････ ⇒24.1 万円となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する

場合は切捨て処理を行ってください。

Ｑ20-1 価格が98.5 万円（５kWh）の蓄電池の補助額の計算は。

Ａ．98.5 万円÷５kWh＝19.7 万円/kWh （交付率上限15.5 万円/kWh を超える）

15.5 万円/kWh×５kWh×１／３＝25.83････ ⇒25.8 万円となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する

場合は切捨て処理を行ってください。

Ｑ21 価格が185 万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算は。

Ａ．185 万円÷12kWh＝15.4 万円/kWh （交付率上限15.5 万円/kWh 以下）

185 万円×１／３×10kWh／12kWh＝51.38････ ⇒51.3 万円となります

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する

場合は切捨て処理を行ってください。